

丸亀市子ども食堂助成事業実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、丸亀市子ども食堂助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

コロナ禍の中で子どもが社会的な孤立に陥らないよう、子ども食堂といった安心して過ごせる子どもの居場所づくり等に関する経費を助成し、必要に応じて子どもを行政等の支援につなげることを目的とする。

3. 事業内容

地域の子どもたちが、ご飯を食べたり、宿題をしたり、本を読んだり、遊んだりなど、地域の大人とつながり、安心して過ごすことのできる居場所を、定期的に開設する事業とし、地域の高齢者等をはじめ多世代の参画を得て進めるものとする。

4. 助成対象団体

- (1) 子ども食堂の目的を理解し、丸亀市内で継続して事業に取り組もうとする団体、グループ等とする。
- (2) 子ども食堂の実施は、原則として月2回以上とすること。
- (3) 営利を目的とした事業でないこと。

5. 活動の支援

- (1) 助成対象団体に対して助成金を交付する。開始年度ごとの1事業あたりの助成額及び助成期間は、別表のとおりとする。
- (2) 助成対象団体等の参加のもと、交流会、学習会等を実施する。
- (3) 支援が必要な家庭への情報提供並びに必要な支援制度等へ繋ぐ。

6. 申請書及び助成金請求書の提出

助成対象団体は、当該年度4月から3月までの計画について、遅延なく実施申請書（様式1）、事業計画書（別紙1）、収支予算書（別紙2）、助成金請求書（別紙3）を提出する。

7. 報告書の提出

助成対象団体は、当該年度4月から9月までの実績については、事業終了後速やかに上半期実施報告書（様式2）、事業実施報告書（別紙4）を提出する。また、当該年度10月から3月までの実績について、事業終了後速やかに下半期実施報告書（様式2）、事業実施報告書（別紙4）を提出する。

なお、収支決算書（別紙5）は、下半期実施報告書と合わせて提出する。

8. 助成金交付の取り消し及び返還

次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成金交付額の全部または一部を返還しなければならない。

- (1) この実施内容に違反したとき
- (2) 助成年度における事業終了時、支出決算額が助成金交付額に達しなかった場合

9. 事業の変更または中止

実施団体が、事業内容を変更し、または事業を中止する場合には、事前に本会の承認を得なければならない。

10. その他、協議等

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会が定める。

附則

この要綱は令和4年4月1日に施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日に施行する。

別表

区分	助成対象経費	助成金の額
開設経費	事業を開始するために必要な備品、消耗品費、リース料、修繕費、施設の借入に係る経費その他本会が必要と認めるもの	年間上限 10 万円
運営経費	事業の運営に直接必要な食材費、消耗品費、光熱水費、使用料、広告料、印刷製本費、保険料、その他本会が必要と認めるもの	開催 1 回につき上限 6,000 円
施設貸上料	事業を行うために必要な施設の借上料	開催 1 回につき上限 10,000 円

備考

- 1 開設経費に係る補助金の交付は、1 団体当たり 1 施設につき通算 1 回とし、申請年度中に子ども食堂を開設する予定に限る。
- 2 運営経費に係る補助金の交付は、1 団体当たり 1 施設につき年間 1 回・通算 5 回とする。
- 3 施設貸上料に係る補助金の交付は、1 団体当たり 1 施設につき年間 1 回・通算 5 回とする。
- 4 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。